

ID: 214

担当部署: 福祉部 福祉センター

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	芦屋市福祉センターの管理に関する条例 第4条第1項		
例規番号	平成22年条例第21号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 福祉センターの施設及び附属設備等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、第2条の事業の実施に支障のない範囲で行うことができる。</p> <p>3 市長は、第1項の許可に福祉センターの管理のため必要な範囲内で条件を付けることができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び第5条の規定による。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、福祉センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、福祉センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は風紀を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設、設備その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、福祉センターの管理に支障を及ぼすと認められるとき。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 219

担当部署: 福祉部 福祉センター

処分の概要	施設使用料等の減免
例規名 根拠条項	芦屋市福祉センターの管理に関する条例 第11条
例規番号	平成22年条例第21号
<p>【根拠条文】 (施設使用料等の免除) 第11条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、施設使用料及び附属設備等使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の減免) 第8条 条例第11条の規定による使用料の免除は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用料の全額を免除する場合</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 芦屋市又は芦屋市教育委員会が主催し、又は共催して福祉又は保健に関する事業のために使用するとき。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 国及び地方公共団体が福祉又は保健に関する事業のために使用するとき。</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 市長が公益上特に必要と認めたとき。</p> <p>(2) 使用料の5割の額を免除する場合</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 芦屋市又は芦屋市教育委員会が主催し、又は共催して前号ア以外の事業のために使用するとき。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 国及び地方公共団体が前号イ以外の事業のために使用するとき。</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 福祉団体(第6条第1項の福祉団体をいう。)が福祉に関する事業のために使用するとき。</p> <p>(3) 使用料の3割の額を免除する場合</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 芦屋市民会館条例施行規則(昭和44年芦屋市規則第34号)第19条の規定により指定された団体が公共目的のために使用するとき。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則(昭和52年芦屋市教育委員会規則第4号)第5条の規定により承認された団体が社会教育事業に使用するとき。</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和40年芦屋市規則第21号)第7条第1項第1号イに規定する集会所指定団体が地域活動のために使用するとき。</p> <p>2 前項第2号及び第3号の規定による使用料算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。</p> <p>3 使用料の減免を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。</p>	
標準処理期間	7日
備考	

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 2 年 10 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

ID: 220

担当部署: 福祉部 福祉センター

処分の概要	施設使用料等の返還承認		
例規名 根拠条項	芦屋市福祉センターの管理に関する条例 第12条ただし書		
例規番号	平成22年条例第21号		
<p>【根拠条文】 (施設使用料等の返還) 第12条 既に納入した施設使用料及び附属設備等使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則第9条の規定による。 (使用料の還付) 第9条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付は、次に定めるところによる。 (1) 使用者の責任でない事由により使用することができないときは、使用料の全額を還付する。 (2) 使用の取消しを申し出て認められたときは、使用日の14日前までにあつては使用料の全額を、使用日の13日前から前日までにあつては使用料の5割に相当する額を還付する。 2 前項の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に、使用許可書兼領収書を添えて市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 221

担当部署: 福祉部 福祉センター

処分の概要	福祉団体の認定		
例規名 根拠条項	芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則 第6条第1項		
例規番号	平成22年規則第34号		
【根拠条文】 (福祉団体の認定) 第6条 前条第3項及び第5項の「福祉団体」とは、福祉の向上を目的として市内を拠点に活動を行う団体等で、市長の認定を受けたものをいう。 2 前項の認定は、福祉団体登録申請書に必要な書類を添えて申請しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日